

# 西が岡小学校いじめ防止基本方針

策定日平成26年3月

改定日令和5年4月

## 1. いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

(いじめ防止対策推進法：平成25年法律第71号第一章総則定義第二条)

“いじめ”とは、「児童・生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめを防止するための基本的な方向性

- ・すべての子どもはかけがえのない存在であり、社会の宝である。いじめは、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害であるにとらえ、いじめを防止するために特定の子どもだけの問題とせず、広く学校、地域社会全体で真剣に取り組む。
  - ・子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、相互に協力し、活動する必要があるとともに、子ども自らも互いに認め合い安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。
- いじめの未然防止、学級風土づくり、適切な人間関係の育成、授業改善、自己有用感の醸成など
  - 早期発見早期対応教職員の意識向上、いじめを見逃さない体制強化など
  - 適切な措置児童・保護者との信頼関係の確立、地域社会や関係機関との連携強化など

## 2. 学校いじめ防止対策委員会の設置

### (1) 委員会の設置

- ・西が岡小学校いじめ防止対策委員会を設置する。この会は学校長直属の組織とし、いじめ問題に迅速かつ適切に対処するために関係職員を招集する。
- ・関係職員とは、副校長、主幹教諭、児童支援専任、学年主任、養護教諭とする。また必要に応じて、スクールカウンセラー等心理や福祉の専門家の参加を求める。

### (2) 委員会の運営

- ・いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- さらに、毎月の職員会議の最初の児童理解会議の際に全職員を対象として「学校いじめ防止委員会定例会」開催し職員全体にいじめの実態・対応の周知徹底を図る。
- ・校長等の責任者は、その会議において、学校として組織的に対応方針を決定し、会議録を作成

し・保管し、進捗の管理を行う。

### (3) 委員会の活動内容

#### ①未然防止

- ・ いじめの未然防止のため、誰もがわかる授業・授業環境の構築の支援を行う。
- ・ 児童・保護者に対して「いじめ防止対策委員会」の存在活動の周知徹底を朝会や保護者会、ホームページ等通して行う。

#### ②早期発見・事案対処

- ・ いじめ相談・通報の窓口を担当、学年主任、児童支援専任、管理職とする。
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録と職員全体への共有を行う。
- ・ いじめ(「疑い」も含む)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実確認の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・ いじめを受けた児童に対する支援・いじめを行った児童に対する指導体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

#### ③取組の検証

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止に係る校内研修の企画と計画的実施を行う。
- ・ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。(PDCAサイクルの実行を含む。)

### 3. いじめの未然防止、早期発見、事案対処

#### (1) いじめの未然防止

- ・ 「いじめはどの子にも起こり得る」という事実を根底にもち、日々の学校生活において教師自ら温かいまなざしでいていねいなかかわりを築いていく努力を積み重ねる。
- ・ 授業において、指導や教材の工夫をおしまず、誰もがわかり楽しめる時間を共有する。また、お互いの意見をていねいに聞き合い、自他の違いを認め互いに尊重し、より良い成果を創り出す活動を意図的に行っていく。学級活動・たてわり活動をとおして、みんなのために自分のできることを考え行動し、協力し合う喜びを味わう活動を通して自己有用感を高める支援を行う。
- ・ 年間を通して人権教育、道徳教育を行い、人権意識や道徳感情を育てていく。
- ・ YPアセスメントをもとにクラスごとに社会的スキルプログラムを選択し活用していく。

#### (2) いじめの早期発見

- ・ いじめを見逃さないための具体的事例をもとに職員研修を行う。
- ・ 日々の児童の様子について、児童支援専任や養護教諭を加えた児童担当教職員全員で情報交換

を意識的に行う。

- ・ Y P アセスメントやいじめアンケートを通して児童の実態把握を行う。
- ・ 個人面談や保護者会などを通して児童の思いを把握し日頃から保護者との連携を築く。
- ・ 地域社会や警察・区役所とも連絡を密にとり連携をしていく。

### (3) いじめに対する措置

- ・ いじめの発見・通報に対しては、特定の教員で抱え込むことなく、「いじめ防止対策委員会」を中心に全職員で対応する。
- ・ 被害児童及び保護者へのケア・支援と同時に、加害児童及び保護者への指導支援を包括的かつ継続的に行う。
- ・ 必要に応じて専門機関や警察等の関連機関と連携して対応する。

### (4) いじめの解消

「いじめの解消状態」については、少なくとも①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること、②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要があるとする。

いじめが発見されたら、複数教員により被児童と加害者児童双方から詳細かつ正確な事実確認をおこなう。まず、被害児童を学校全体・全職員で保護していく体制づくりを構築する。必ず学校全体のチームで対応する。被害児童保護者の意向も丁寧に聞きながら、被害児童が安全に楽しく学校生活を継続できるように対策を検討し行う。加害児童に対しては事案の背景をしっかりと確認し、児童の人格を尊重し毅然とした指導を行う。被害児童に対しての謝罪に関しては、安易に行うことなく加害児童に自分の行った行動への反省しその気持ちの表れとして行うべき行動を自ら選択して行えるよう支援をする。加害児童の保護者には正確な事実や指導内容を報告し、家庭での指導の協力をお願いする。いじめの解消においては3か月を目安に当該児童の様子を継続して見守り、被害児童・保護者に確認をとる。解消確認が取れた後も、当該児童の様子については担任・学年・児童支援専任を中心に継続して状況把握を行っていく。

### (5) 教職員への研修

管理職・児童支援専任を中心に、いじめの背景にある児童本人・友達関係・家庭状況・社会とのかかわり等の複雑に絡み合う要因を、想像力豊かにさまざまな角度から検証し対策を思考する能力を高めるため、本校で起こった事例はもとより実際にいろいろな学校であった事例を取り上げ、法の確実な運用に基づいて実態把握し的確な対応へのアプローチを職員全体で研修する。

### (6) 学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を積極的に活用し、管理職や児童支援専任を通して、いじめの問題や学校が抱える課題を保護者、地域と共有し、連携して協議して取り組む。

### (7) 取組の年間計画

#### 4月 全職員対象の児童理解研修会の開催

(年間計画と重点指導内容の確認、引継ぎ、いじめの定義の確認)

#### 5月 「いじめの早期発見のための生活アンケート」の実施(記名式アンケート・教育相談)

第1回YPアセスメント・生活アンケートの実施・各クラスの人権目標の設定を  
通して児童の実態把握

(第1回YPアセスメントに基づく「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の実践)

#### 7月 保護者面談を通して児童の実態把握

人権教育にかかわる研修、いじめ未然防止にかかわる研修(夏期職員研修)

#### 10月 第2回YPアセスメント・生活アンケートの実施・各クラスの人権目標の見直し

(第2回YPアセスメントにもとづく「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の実践)

#### 12月 人権週間の実践・各クラスの人権目標の振り返り・いじめ解決一斉キャンペーン

(アンケートの実施に基づく、学年、学校全体で児童情報共有)

保護者面談を通して児童の実態把握

#### 2月 (第3回YPプログラム「SOSの出し方プログラム」の実施)

#### 3月 年間の振り返り・新年度への引継ぎ確認(全職員対象の児童理解研修会にて)

※毎月1回 いじめ防止対策委員会定例会を開催。

※※インターネット(SNS等)の危険性についての啓発講習会を開催。

#### 4. 重大事態への対処

(1) 「いじめの重大事態の定義」とは、「いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

(2) 重大事態と思われる案件が発生した場合(疑いを含む)には直ちに教育委員会に報告する。

(3) 「いじめ防止対策委員会」を中核として直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。

(4) いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

#### 5. いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要があれば、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。